

阿賀野市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

阿賀野市長 加藤博幸

### 阿賀野市規則第13号

#### 阿賀野市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

阿賀野市学校給食費徴収規則（令和7年阿賀野市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「学校給食費」を「児童生徒の学校給食費」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 教職員その他学校給食の提供を受ける者は、市長が定める日までに市指定金融機関へ学校給食費を納入するものとする。

第3条第2項中「児童」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市立小学校に在籍する児童（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者の世帯の児童を除く。）の給食費は、無償とする。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第3条関係）

| 区分        | 金額   |
|-----------|------|
| 小学校給食単価   | 360円 |
| 中学校給食単価   | 430円 |
| 中学校軽減給食単価 | 215円 |

別表第2感染症や風水害等による学級・学年閉鎖、休校の項を次のように改める。

|                       |                          |  |
|-----------------------|--------------------------|--|
| 感染症や風水害等による学級・学年閉鎖、休校 | クラス単位で給食を食べなかった日を対象日とする。 |  |
|-----------------------|--------------------------|--|

別表第2乳アレルギー等による継続的な乳成分を含む飲料（以下「牛乳等」という。）の除去対応の項中「乳成分」を「乳成分等」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。